

育児支援ヘルパー利用に関してのきまり

1 育児支援ヘルパーでは、次のことを禁止しています。

- ① サービス提供を通して知り得た利用者やそのご家族の情報を他に口外すること。
- ② 政治、宗教、営業等の勧誘を行うこと。
- ③ 日常の食事や生活必需品の買い物の範囲を超える金銭を取り扱うこと。(預貯金の引き出し等)
- ④ 利用者宅のカギを預かること。
- ⑤ 保護者が不在の利用者宅、又は乳児やその他の子どものみでの利用者宅で業務を行うこと。(ただし、30 分以内であれば、母親がきょうだいの送迎等で外出する際の留守番は可能とする。)
- ⑥ 贈答品や金銭のお礼を受け取ること。
- ⑦ 茶菓等のもてなしを受けること。
- ⑧ 利用者宅で食事をする事。
- ⑨ 業務外に利用者と個人的な付き合いをすること。

2 育児支援ヘルパーは以下の業務はしません。

- ① 医療行為
お子さんへの投薬、点眼や塗り薬を塗ることなど
- ② 利用者の「日常生活の援助」に該当しない業務
 - a) 草むしりや庭木の剪定、ペットの世話・散歩などヘルパーが行わなくても日常生活に支障が生じない業務
 - b) 家屋の修理や大掃除、ペンキ塗り、家具の移動など、日常的に行われる家事の範囲を超える業務
 - c) 市外への買い物などの用事
 - d) お子さんとヘルパーのみでの外出
 - e) お子さんの保育園や幼稚園への送迎
- ③ 産前のヘルパー派遣中に産気づいた場合の病院への付き添い

3 キャンセル料について

- ① 派遣日の変更・キャンセルについては、すみやかにヘルパー、又は委託事業者まで連絡してください。
NPO法人たすけあいワーカーズなかよし事務局
電話：3480-2553
株式会社ベアーズ
電話：0120-552-445
- ② 派遣予定日前日の午後6:00以降のキャンセルは一日あたり1,000円のキャンセル料が発生します。(前日が日曜・祝日の場合は、その前日までとなります。)
- ③ 無断キャンセルの場合は3,000円のキャンセル料が発生します。
- ④ 利用時間が2時間未満の場合は、2時間分の利用料となります。
※利用時間は2時間からとなります。